

吹田市第5次総合計画等策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

令和8年(2026年)7月
吹田市

目 次

●業務及びプロポーザルに関する事項

- 1 業務の内容等・・・1
- 2 参加資格要件・・・1
- 3 提案募集スケジュール概要・・・2
- 4 提案募集の概要及び日程・・・2
- 5 事業者の選定・・・6
- 6 契約について・・・7
- 7 その他・・・7

●審査基準に関する事項

- 吹田市第5次総合計画等策定支援業務公募型プロポーザル審査基準・・・8

●様式集

- 【様式1】参加表明書・・・9
- 【様式2】会社概要書・・・10
- 【様式3】類似契約実績書・・・12
- 【様式4】誓約書・・・13
- 【様式5】提案書・・・15
- 【様式6】業務実施体制調書・・・16
- 【様式7】業務責任者実績書・・・17
- 【様式8】質疑書・・・18
- 【様式9】参加辞退届・・・19

●契約に関する事項

- 吹田市第5次総合計画等策定支援業務契約書(案)・・・20

この「吹田市第5次総合計画等策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、吹田市（以下「本市」又は「発注者」という。）が実施する吹田市第5次総合計画策定、吹田市第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の各業務への支援業務（以下「本業務」という。）を委託するため、本業務を受注する事業者の募集及び選定を行うに当たっての手続等を定めるものです。

1 業務の内容等

項 目	内 容
業 務 名 称	吹田市第5次総合計画等策定支援業務
業 務 内 容	吹田市第5次総合計画等策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照のこと。
履 行 期 間	契約の締結日から令和11年（2029年）3月31日まで
見積上限額	金33,881,000円（消費税及び地方消費税を含む。） （令和8年度： 3,696,000円 令和9年度：14,070,000円 令和10年度：16,115,000円） 上記価格を超える提案は、失格とします。
契約保証金	吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条第2項第2号の規定により、契約金額の100分の5以上とします。ただし、同規則第113条第3項第1号の規定に該当する場合は、減額することがあります。

2 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 実施要領交付開始日から契約候補者決定日までの間において、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 実施要領交付開始日から契約候補者決定日までの間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (6) 参加表明書の提出時点で、人口20万人以上の自治体で令和3年度（2021年度）以降に委託を受けた下記の業務について、いずれも完了実績があること。

ア 総合計画策定支援業務

イ 地方版総合戦略策定支援業務

ただし、いずれも計画の策定支援全体の実績とし、アンケート調査や印刷など、業務の一部の実績は認めない。

3 提案募集スケジュール概要

項番	手続等	期限等
1	実施要領等の公表 (募集開始)	令和8年7月17日(金)
2	実施要領等の配布	令和8年7月17日(金)～令和8年8月10日(月)
3	参加表明書等の受付	令和8年7月17日(金)～令和8年8月10日(月)
4	質疑書の提出	令和8年7月17日(金)～令和8年7月31日(金) 【午後5時30分必着】
5	質疑書の回答	令和8年8月5日(水)
6	参加資格通知	令和8年8月13日(木)
7	提案書類の提出	令和8年8月13日(木)～令和8年8月21日(金)
8	第1次審査(書面審査) 結果通知	令和8年9月2日(水)
9	第2次審査(プレゼンテーション、ヒアリング)	令和8年9月30日(水)予定
10	第2次審査結果通知	令和8年10月5日(月)予定
11	契約内容の調整、 仕様書の確定	令和8年10月6日(火)～令和8年10月13日(火)予定
12	契約の締結	令和8年10月16日(金)予定

4 提案募集の概要及び日程

(1) 名称

吹田市第5次総合計画等策定支援業務に関する提案募集

(2) 選定方法

公募型プロポーザル方式

見積金額が見積上限額を超えないものについて、提出された提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングに対し評価を行います。

(3) 発注者及び事務局

ア 発注者

吹田市長 後藤 圭二

イ 事務局

吹田市 行政経営部 企画財政室 企画調整・庶務グループ [担当]澤野/小柏

所在地:〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 高層棟5階

電話:06-6384-1632(直通)

メールアドレス:ks_sokei@city.suita.osaka.jp

(4) 実施要領及び仕様書等の配布

ア 配布期間

令和8年7月17日(金)～令和8年8月10日(月)

イ 配布方法

吹田市ホームページに掲載します。

吹田市ホームページ(「トップページ」→「産業・まちづくり・環境」→「入札・事業者募集・契約」→「プロポーザル案件情報」→「令和8年度(2026年度)プロポーザル実施案件」→「吹田市第5次総合計画等策定支援業務 公募型プロポーザルの実施について」)からダウンロードして使用してください。

ウ 配布資料

- (ア) 本業務公募型プロポーザル実施要領
- (イ) 本業務公募型プロポーザル審査基準
- (ウ) 本業務仕様書
- (エ) 提出書類に係る様式及び契約書(案)

(5) 参加表明書等の提出

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書(様式1)
- (イ) 会社概要書(様式2)
- (ウ) 類似契約実績書(様式3)及び契約書の写し等の履行実績を証する書類
- (エ) 誓約書(様式4)

イ 提出期間

令和8年7月17日(金)～令和8年8月10日(月)

ウ 提出先

事務局 ※(3)イ参照

エ 提出部数

各1部(アの順番で、左上をホッチキス止めしてください。)

オ 提出方法

原則郵送とします。(令和8年8月10日(月)必着)

※書留等受取記録が残る方法で郵送してください。

※やむを得ない理由がある場合には、持参による提出を認めますが、イの提出期間中、午前9時から午後5時30分まで(土曜・日曜・祝日を除く。)とし、持参の際は事務局まで事前に電話連絡をしてください。

(6) 質疑の受付及び回答

ア 受付期間

令和8年7月17日(金)～令和8年7月31日(金)午後5時30分

イ 質疑方法

質疑書(様式8)に質疑事項を記入の上、電子メールで提出してください。

メールアドレス: ks_sokei@city.suita.osaka.jp

※件名は「吹田市第5次総合計画等策定支援業務に関する質疑(事業者名)」としてください。

※受信確認のため、送信後、市役所の業務時間内(午前9時から午後5時30分まで。土曜・日曜・祝日を除く。)に、事務局に電話連絡を入れてください。

※電話・来訪等による質疑には応じません。

ウ 質疑回答日及び方法

令和8年8月5日(水)午後5時30分までに回答

吹田市ホームページ(「トップページ」→「産業・まちづくり・環境」→「入札・事業者募集・契約」→「プロポーザル案件情報」→「令和8年度(2026年度)プロポーザル実施案件」→「吹田市第5次総合計画等策定支援業務 公募型プロポーザルの実施について」)に回答を掲載します。

(7) 参加資格通知

令和8年8月13日(木)午後5時30分までに、次に掲げる事項を記載した参加資格審査結果を、電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行います。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格を有する旨、及び提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由

(8) 提案辞退

参加表明書の提出後に参加辞退する場合は、速やかに「参加辞退届」(様式9)に記載し、原則、郵送により提出してください。なお、辞退したことをもって、今後本市が発注する委託業務等について、競争上の不利益となることはありません。

(9) 提案書等の提出

本業務仕様書等の内容を踏まえ、提案書等を作成し提出してください。

ア 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数	備考
(ア) 提案書【表紙】(様式5)	1部	—
(イ) 企画書(様式自由) ※5枚以内	10部	(イ)から(カ)の順番で、左上をホッチキス止めのこと。
(ウ) 見積書(様式自由) カ(ア)に示す①～④の4種 ※詳細は、カを参照してください。		
(エ) 工程計画表(様式自由)		
(オ) 業務実施体制調書(様式6)		
(カ) 業務責任者実績書(様式7)		

イ 提出期間

令和8年8月13日(木)～令和8年8月21日(金)

ウ 提出先

事務局 ※(3)イ参照

エ 提出方法

原則郵送とします。(令和8年8月21日(金)必着)

※書留等受取記録が残る方法で郵送してください。

※やむを得ない理由がある場合には、持参による提出を認めますが、イの提出期間中、午前9時から午後5時30分まで(土曜・日曜・祝日を除く。)とし、持参の際は事務局まで事前に電話連絡をしてください。

オ 提案書等に関する留意事項

(ア) 本業務仕様書等を熟読し、業務目的達成のため必要な事項を記載してください。

(イ) 本業務公募型プロポーザル審査基準の「審査の視点」に留意して記載してください。

- (ウ) 企画提案した事項については、すべて見積金額の範囲内で実施することとしてください。
- (エ) 用紙の規格はA4判、両面印刷で、横書きとします。
- (オ) 文字サイズは、11ポイント以上とします。
- (カ) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (キ) 提出書類のうち、提案書以外のすべての書類の右上には、必ず参加者番号（参加資格通知の際にお知らせします。）を入れ、適宜ページ番号を振り、左上をホッチキス止めとします。
- (ク) 提出書類への鉛筆等容易に文字を消すことができる筆記具による記載は認めません。
- (ケ) 提出書類には、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるか分かる表示は一切しないでください。
- (コ) 提出書類の差し替えは認めません。
- (サ) 提出書類の返却はしません。

カ 見積書に関する留意事項

- (ア) 以下4種の見積書を作成してください。
 - ①全体見積書（②、③、④を合計した見積書）
 - ②第5次総合計画策定支援業務分
 - ③第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務分
 - ④印刷製本業務分
- (イ) ①全体見積書については、積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載してください。②、③、④の見積書については①全体見積書と同じ内訳項目を記載し作成してください。
- (ウ) 見積上限額は、「Ⅰ 業務の内容等」の「見積上限額」のとおりとします。

キ 公表に関する留意事項

応募が3者以上の場合、選定事業者との契約締結後に、全提案事業者の名称を申込順に、吹田市ホームページ上にて公表します。

(10) 提案の無効に関する事項

次の事項に1つでも該当するときは、その者の提案は無効とします。

- ア 契約候補者の選定時点において、実施要領の「2参加資格要件」に掲げる資格のない者が提案したとき。
- イ 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。
- ウ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- エ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又は、なした者が提案したとき。
- オ プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めたとき。
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。
- キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- ク 応募提案書類に虚偽の記載を行ったとき。
- ケ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行う、又は指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

5 事業者の選定

「吹田市第5次総合計画等策定支援業務プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において、第1次審査（書面審査）及び第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）を行います。「吹田市第5次総合計画等策定支援業務公募型プロポーザル審査基準」に基づき、委員会において、最優秀提案事業者と次点者を契約候補者として選定します。なお、応募が1者であっても審査し、適否を判断します。

応募が1者もない場合は、本プロポーザルは取りやめとします。

（1）審査の方法及び留意事項

ア 提案書について書類審査による第1次審査を行い、1位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、上位3位までの者を第2次審査の対象者として選定します。3位が同数となった場合は、複数通過も可とします。

イ 第1次審査、第2次審査それぞれにおいて、各委員による評価点の平均点が、配点合計の6割に満たない場合又は業務実績と見積金額を除く審査項目のうち1つでも5割に満たない場合は失格とします。

ウ 第2次審査は、委員会においてプレゼンテーション・ヒアリングを行います。各委員の評価点による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、最優秀提案事業者及び次点者を決定します。

エ 第1次審査、第2次審査ともに、1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定します。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定します。いずれの方法でも決定できない場合は、委員会による合議又は多数決により決定します。

オ 第1次審査、第2次審査ともに、評価、採点に関する異議は受け付けません。

カ 審査項目及び配点等は、本業務公募型プロポーザル審査基準のとおりです。

（2）第1次審査（書面審査）通知

令和8年9月2日（水）に、審査結果を電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行います。

（3）第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

提案に対する説明を受けるため、第1次審査（書面審査）の上位3位までの者を対象とし、提案書等の内容に基づくプレゼンテーション・ヒアリングを次のとおり実施します。

ア 実施予定日

令和8年9月30日（水）予定

※実施場所及び実施時間は、個別に連絡します。※参加できない者は失格とします。

イ 時間配分

各事業者プレゼンテーション25分、その後ヒアリングを行います。

ウ その他

（ア）必ず、本業務に業務責任者として従事する者がプレゼンテーションを行ってください。

（イ）パワーポイントを使用しての説明は不可とします。追加の資料配付は認めません。

（ウ）本市では机、椅子、OAタップ、HDMIケーブル、モニター（65型4K）を用意します。モニターを利用してプレゼンテーションをする場合は、パソコンの機材は提案者側で用意してください。

（エ）プレゼンテーションの出席は3名までとします。

（オ）会社名を特定できるようなもの（バッジ等）を身につけないでください。

(カ) 本業務公募型プロポーザル審査基準の「審査の視点」に留意してプレゼンテーションを実施してください。

(4) 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の結果通知

令和8年10月5日（月）（予定）に電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行います。また、審査結果は、吹田市ホームページ上でも公表します。選定結果の問い合わせについては、一切応じません。

ただし、契約候補者として決定されなかった参加者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に事務局に書面により説明を求めることができます。

なお、意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものには回答しないことがあります。

また、選定結果についての異議は受け付けません。

6 契約について

(1) 最優秀提案事業者と本業務の契約締結交渉を行うものとします。選定された提案書の記載事項及びプレゼンテーション時の説明事項は、原則として契約時に業務委託仕様として採用することを想定しています。

(2) 最優秀提案事業者が契約締結までに、参加資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や、事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、次点者と契約締結の交渉を行うものとします。

(3) 契約保証金については、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条第2項第2号の規定により、契約金額の100分の5以上とします。ただし、同規則第113条第3項第1号の規定に該当する場合は、減額することがあります。

7 その他

(1) 提案募集に参加する者は、契約候補者決定後において、本業務公募型プロポーザル実施要領等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。

(2) 提案募集に参加するために必要な費用は、提案者の負担とします。

(3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、吹田市指名停止措置要領に基づき指名停止等の措置を行うことがあります。

(4) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、吹田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、吹田市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。

吹田市第5次総合計画等策定支援業務

公募型プロポーザル審査基準

第1次審査 (書面)	第2次審査 (プレゼン)	審査項目	審査の視点	配点	
○	○	業務実績に関する事項 【類似契約実績書】	【必須】総合計画策定及び地方版総合戦略策定支援実績の有無 ※人口20万人以上、令和3年度以降の実績に限りです。調査業務のみはカウントしません。無しの場合は失格となります。	10	7 ※複数ある場合は7、一つある場合は4とします。
			【加算】中核市の「総合計画策定」「地方版総合戦略策定」いずれかの支援実績 ※調査業務のみはカウントしません。		3 ※複数ある場合は3、一つある場合は2とします。
○	○	提案内容に関する事項	①社会情勢を踏まえ、本市の現状、地域特性及び事業を取り巻く課題を分析し、その内容が提案に的確に反映されているか。	60	15
			②業務目的及び業務内容を把握し、本市の特性・課題を踏まえた提案がなされているか。		15
			③効果的かつ効率的に市民意見を集約する有用な方策が提案されているか。		10
			④市民目線で端的に示せ、かつ個別計画との整合性やすみ分けに留意し、進捗管理が効率的にできるような指標の提案がされているか。		10
			⑤成果品について、読みやすく、かつ分かりやすいものになるように配慮・工夫された提案になっているか。		10
○	○	実施体制及び工程に関する事項 【工程表】 【業務実施体制調書】 【業務責任者実績書】	①本業務を円滑に遂行し得る体制を整えているか。	15	5
			②担当者の本業務に関する経験及び実績は十分か。		5
			③無理のない具体的かつ実現可能な工程となっているか。		5
○	○	価格に関する事項 【見積書】	・見積上限金額以下とすること。 ・配点×(全提案事業者中最低見積金額) / (当該提案事業者見積金額) ※小数点第1位を四捨五入	15	
合計				100	

(様式1)

令和8年 月 日
(2026年)

吹 田 市 長 宛

所在地

名 称

代表者

印

参 加 表 明 書

吹田市第5次総合計画等策定支援業務の公募型プロポーザルへの参加を表明します。なお、添付書類の内容については真実と相違ないこと及び実施要領に示す参加資格要件のすべてを満たすことを誓約します。

記

Ⅰ 添付書類

(1) 会社概要書(様式2)

(2) 類似業務実績書(様式3)及び契約書の写し等の履行実績を証する書類

(3) 誓約書(様式4)

(様式 2)

会社概要書

1 本社本店

会 社 名	フリガナ
代 表 者 名 (職・氏名)	フリガナ
所 在 地	〒
業 務 内 容	
設 立 年 月 日	
資 本 金	
ホームページ URL	

2 業務実施支社、支店、営業所

※本社本店が業務実施の場合は、所在地欄にのみ「全て同上」と記載してください。

会 社 名	フリガナ
代 表 者 名 (職・氏名)	フリガナ
所 在 地	〒

3 従業員数

※本社本店が業務実施の場合は、業務実施支社、支店、営業所欄は記載不要です。

区 分	技術系	事務系	合計
本社本店	人	人	人
業務実施支社、支店、営業所	人	人	人

(様式 2)

4 担当者

所 属	
氏 名	
役 職	
電 話 番 号	
FAX 番号	
メールアドレス	

(様式3)

類似契約実績書

(名 称) 会社名を記入してください。

1	発注自治体名		契約締結日	年 月 日
	契約件名			
	契約の概要			
	発注自治体の現在の人口規模		契約金額	
	契約期間又は履行期限	年 月 日	～	年 月 日
2	発注自治体名		契約締結日	年 月 日
	契約件名			
	契約の概要			
	発注自治体の現在の人口規模		契約金額	
	契約期間又は履行期限	年 月 日	～	年 月 日
3	発注自治体名		契約締結日	年 月 日
	契約件名			
	契約の概要			
	発注自治体の現在の人口規模		契約金額	
	契約期間又は履行期限	年 月 日	～	年 月 日
4	発注自治体名		契約締結日	年 月 日
	契約件名			
	契約の概要			
	発注自治体の現在の人口規模		契約金額	
	契約期間又は履行期限	年 月 日	～	年 月 日
5	発注自治体名		契約締結日	年 月 日
	契約件名			
	契約の概要			
	発注自治体の現在の人口規模		契約金額	
	契約期間又は履行期限	年 月 日	～	年 月 日

※契約書の写し等の履行実績を証する書類を添付してください。なお、写しは、契約件名、契約金額、契約当事者が表記されている部分で結構です。

※人口20万人以上の自治体で令和3年度以降に委託を受けた、総合計画策定支援業務及び地方版総合戦略策定支援業務の完了実績を記入してください。アンケート調査や印刷など、業務の一部の実績は該当しません。

※中核市の「総合計画策定」「地方版総合戦略策定」いずれかの支援実績は審査の加点対象となります。

(様式4)

工事又は業務等の名称： 吹田市第5次総合計画等策定支援業務

誓 約 書

私は、吹田市が吹田市暴力団の排除等に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知した上で、下記事項について誓約します。

記

	誓約事項	チェック欄
1	私は、吹田市の公共工事等を受注するに際して、条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当しません。	☐
2	私は、誓約事項1の該当の有無を確認するため、吹田市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	
3	私は、本誓約書及び役員名簿等が吹田市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。	
4	私が誓約事項1に該当する事業者であると吹田市が大阪府警察本部から通報を受け、又は吹田市の調査により判明した場合は、吹田市が条例及び吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づき、その旨を公表することに同意します。	
5	私が条例第7条第1項に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴取し、当該誓約書を吹田市内に提出します。	
6	私の使用する下請負人等が、誓約事項1に該当する事業者であると吹田市が大阪府警察本部から通報を受け、又は吹田市の調査により判明し、吹田市から下請契約等の解除又は2次以降の下請負に係る契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。	

(注) 上記の内容を確認した上で、チェック欄の□にレ点を記入してください。

吹 田 市 長 宛

令和8年 月 日

・所在地

・事業者名

・代表者名

・代表者の生年月日

印

(契約締結時に押印する代表者印と同じ)

年 月 日

【参 考】

吹田市暴力団の排除等に関する条例（抜粋）

- （公共工事等及び売払い等における暴力団の排除等）
- 第7条 市は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）及び次に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを認めないものとする。
- (1) 下請負人（公共工事等に係る全ての請負人及び受託者（契約相手方を除く。）をいい、第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）
- (2) 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）
- 2 何人も、公共工事等及び売払い等に関し、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は暴力的不当要求行為（法第9条第23号から第27号までに掲げる行為に限る。）（以下「不当介入」という。）をしてはならない。
- （公共工事等及び売払い等における暴力団の排除等に関する措置）
- 第8条 実施機関は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
- (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該者の公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を取り消すこと。
- (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること。
- (4) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を公共工事等及び売払い等の契約相手方としないこと。
- (5) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該契約を解除すること。
- (6) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方がその求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること。
- (7) 不当介入があった場合には、警察官への通報その他の吹田市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成20年吹田市条例第23号）第3章の規定の例により対応すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等における暴力団の排除等を図るために必要な措置
- 2 実施機関は、前項各号（第3号及び第7号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、入札の参加者、契約相手方又は下請負人等に対し、これらの者が暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出又は必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 実施機関は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めたときは、その旨を公表することができる。
- 4 契約相手方及び下請負人等は、公共工事等及び売払い等の契約の履行に当たって不当介入を受けたときは、速やかに市に報告しなければならない。

大阪府暴力団排除条例施行規則（抜粋）

- （暴力団密接関係者）
- 第3条 条例第2条第4号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。
- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与(次号において「利益の供与」という。)をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
- ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)
- イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
- ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
- エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第2条第5号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(様式5)

令和8年 月 日
(2026年)

吹 田 市 長 宛

参加者番号
所在地
名称
代表者

提 案 書

令和 年 月 日付、8吹行企第 号で通知がありました「吹田市第5次総合計画等策定支援業務」のプロポーザルに係る提案書について、下記の書類を添えて提出します。

記

1 契約件名

吹田市第5次総合計画等策定支援業務

2 添付書類

- ・企画書（5枚以内）
- ・見積書（4種）
- ・工程計画表
- ・業務実施体制調書（様式6）
- ・業務責任者実績書（様式7）

3 担当者

所属	
氏名	フリガナ
役職	
電話番号	
E-mail	

(様式 6)

業務実施体制調書

参加者番号	
-------	--

役割	氏名・役職	実務経験年数・資格	担当する業務内容	現在の手持ち 業務件数
業務責任者	氏名 役職	実務経験年数 年 資格 ・ ・ ・ ・		
業務担当者 A	氏名 役職	実務経験年数 年 資格 ・ ・ ・ ・		
業務担当者 B	氏名 役職	実務経験年数 年 資格 ・ ・ ・ ・		
業務担当者 C	氏名 役職	実務経験年数 年 資格 ・ ・ ・ ・		
業務担当者 D	氏名 役職	実務経験年数 年 資格 ・ ・ ・ ・		

※ 配置を予定している者全員について記入してください。

※ 記入欄が不足する場合は、適宜、拡大又は追加してください。

(様式 7)

業務責任者実績書

参加者番号	
-------	--

1	発注自治体名		契約締結日	年 月 日
	契約件名			
	発注自治体の現在の人口規模			
	契約期間又は履行期限	年 月 日 ~ 年 月 日		
2	発注自治体名		契約締結日	年 月 日
	契約件名			
	発注自治体の現在の人口規模			
	契約期間又は履行期限	年 月 日 ~ 年 月 日		
3	発注自治体名		契約締結日	年 月 日
	契約件名			
	発注自治体の現在の人口規模			
	契約期間又は履行期限	年 月 日 ~ 年 月 日		
4	発注自治体名		契約締結日	年 月 日
	契約件名			
	発注自治体の現在の人口規模			
	契約期間又は履行期限	年 月 日 ~ 年 月 日		
5	発注自治体名		契約締結日	年 月 日
	契約件名			
	発注自治体の現在の人口規模			
	契約期間又は履行期限	年 月 日 ~ 年 月 日		
6	発注自治体名		契約締結日	年 月 日
	契約件名			
	発注自治体の現在の人口規模			
	契約期間又は履行期限	年 月 日 ~ 年 月 日		

※ 業務責任者の実績は、過去5年間で記入してください。(令和3年度(2021年度)以降の実績)

※ 実績欄は、適宜、拡大または追加してください。

(様式8)

令和8年 月 日
(2026年)

吹 田 市 長 宛

質 疑 書

吹田市第5次総合計画等策定支援業務に関する提案募集に関し、以下の事項について質疑します。

名称

代表者氏名

所在地

担当者氏名

電話番号

E-mail

質疑項目	質疑内容

※ 質疑欄は、適宜、拡大または追加してください。ただし、質疑は簡潔にお願いします。

※ 回答書には原文のまま掲載しますので、誤字、脱字にご注意ください。

受付期間 令和8年7月17日(金)～令和8年7月31日(金)午後5時30分まで

提出先 吹田市行政経営部企画財政室 企画調整・庶務グループ

メールアドレス ks_sokei@city.suita.osaka.jp

(様式 9)

令和 8 年 月 日
(2026年)

吹 田 市 長 宛

所在地
名 称
代表者

印

参 加 辞 退 届

吹田市第5次総合計画等策定支援業務の公募型プロポーザルについて提案参加表明をいたしましたが、都合により参加を辞退します。

業 務 委 託 契 約 書 (案)

1 委託業務名	吹田市第5次総合計画等策定支援業務		
2 場 所	吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所		
3 履 行 期 間	令和 8 年 月 日 から 令和 11 年 3 月 31 日 ま で		
4 業務委託料	円		
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円)		
年度別内訳			
令和8年度	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円)	
令和9年度	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円)	
令和10年度	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円)	
5 契約の保証	☒ 第3条第1項第 号 (契約保証金等の額は、業務委託料の100分の に相当する額以上とする。) ☐ 免 除 (第3条は適用除外)		
6 適用除外条項	なし		

上記の委託業務について、吹田市（以下「発注者」という。）と株式会社〇〇（以下「受注者」という。）は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者は、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 名 称 吹 田 市
代 表 者 吹田市長 後藤 圭二 印 ☐

受注者 所 在 地
商 号 株式会社 〇〇
代 表 者 代表取締役 〇〇 ☒

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び提案書（以下「仕様書等」という。）並びに保有個人情報取扱いに係る特記事項に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の仕様書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料（契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料。以下同じ。）の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第34条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 発注者が、第37条の規定により、本条第1項第1号に掲げる契約保証金を違約金等に充当したときは、受注者は、発注者が充当した額に相当する額を追加で納付しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の帰属)

第5条 成果物（未完成の成果物及び委託業務を行う上で得られた記録等を含む。以下この条から第9条までにおいて同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（以下この条から第9条までにおいて「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。

(著作物等の利用の許諾)

第6条 受注者は発注者に対し、成果物を公表し、複製し、又は、翻案することを許諾する。

（著作者人格権の制限）

第7条 受注者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

（著作権等の譲渡禁止）

第8条 受注者は、成果物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

（著作権の侵害の防止）

第9条 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。

2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

（再委託の禁止及び誓約書等の提出）

第10条 受注者は、委託業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定により再委託の承諾を得ようとするときは、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容並びに再委託先に対する履行状況の管理及び監督の方法等を明確にした書面により、申請しなければならない。

3 前項の規定による申請を受けた発注者は、その承諾の可否を書面により受注者に通知しなければならない。なお、承諾をしない場合は、当該承諾をしない理由を具体的に記載するものとする。

4 再委託の承諾を得た受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、委託業務に係る再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

5 受注者は、再委託先に対して、その履行状況を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

6 受注者は、再委託先が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴取し、発注者に提出しなければならない。ただし、その再委託先との契約において、契約金額が500万円未満の場合は、この限りでない。

7 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第28条各号に該当する者を再委託先としてはならない。

8 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第28条各号に該当する者を再委託先としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

9 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第11条 受注者は、委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（業務責任者）

第12条 受注者は、業務責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は業務責任者は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の業務責任者について、委託業務の実施又は管理について著しく不適当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。
(委託業務の調査等)
- 第13条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。
(業務内容の変更等)
- 第14条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。
(費用及び一般的損害)
- 第15条 委託業務の実施に要する費用については、受注者の負担とする。
- 2 成果物の引渡し前に、成果物について生じた損害その他委託業務を行うにつき生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(仕様書に定めるところにより付された保険等により填補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
(第三者に及ぼした損害)
- 第16条 委託業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(仕様書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前2項の場合その他委託業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者受注者協力してその処理解決に当たるものとする。
(履行期間の延長)
- 第17条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。
(履行遅滞の場合における延滞違約金)
- 第18条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。
- 2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則(昭和39年吹田市規則第14号)に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。
(検査及び引渡し)
- 第19条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果物一切を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に、仕様書等に定めるところにより、成果物について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果物について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を委託業務の完了とみなして、前2項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第20条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第21条 受注者から引渡しを受けた成果物に関する権利は、第5条から第9条までに規定する受注者の権利を除き、一切発注者に帰属するものとする。

(契約不適合責任)

第22条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第23条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第19条第4項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、種類又は品質に関する契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関

し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるとき又は成果物の引渡し時において、受注者が契約不適合を知り若しくは重大な過失により知らなかったときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 7 引き渡された成果物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

第24条 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、次条、第26条、第28条及び第29条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第26条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) 委託業務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 委託業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 委託業務の一部の履行が不能である場合又は受注者が委託業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認めら

れる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(8) 第30条又は第31条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第27条 前2条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(反社会的勢力の排除)

第28条 発注者は受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務の委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 第10条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせようとするときの契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が前各号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(談合等の不正行為に係る解除)

第29条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 受注者又は受注者の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に

提出しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第30条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第31条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第14条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第32条 前2条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第33条 発注者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下この条において「既履行部分」という。）によって発注者が利益を受けるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 前項前段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第25条、第26条、第28条又は第29条の規定によるときは発注者が定め、第24条、第30条又は第31条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

4 委託業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第34条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に委託業務を完了することができないとき。
- (2) 委託業務の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第25条又は第26条の規定により委託業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第25条又は第26条の規定により委託業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 委託業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。
- （反社会的勢力排除に違反する行為があった場合の賠償額の予定等）
- 第35条 第28条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者は、違約金として、発注者の請求に基づき、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- 2 第28条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者は、解除により生じる損害について、発注者に対し一切の請求を行わない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。
- （談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）
- 第36条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、発注者の請求に基づき、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の業務委託料の100分の10に相当する額のほか、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、この契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が当該条項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第37条 第34条から前条までの場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金、賠償金又は延滞金に充当することができる。

2 受注者が、この契約に基づく違約金、賠償金又は延滞金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に、発注者の指定する期間を経過した日から受注者の支払日までの日数につき、民法所定の割合で計算した遅延金を加えた額を徴収する。

3 前項の場合において発注者の支払うべき業務委託料があるときは、これを相殺して徴収し、なお不足があるときは追徴する。

（受注者の損害賠償請求等）

第38条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を書面により発注者に請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第30条又は第31条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（秘密の保持）

第39条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果物（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

（従業員研修）

第40条 受注者は、委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

（補 則）

第41条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。

保有個人情報取扱いに係る特記事項

(個人情報を取扱う際の基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関連して個人情報を扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、適切に取り扱わなければならない。

2 受注者は、吹田市情報セキュリティポリシー（平成29年5月18日制定）、吹田市の保有する個人情報等保護管理要領（令和5年4月1日施行）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令を遵守しなければならない。

(収集の制限)

第2条 受注者は、本契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない

(再委託)

第3条 受注者は、原則として本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受注者は本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(責任体制)

第4条 受注者は、個人情報の取扱いに関する責任体制及び管理責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

2 受注者及び受注者の管理責任者は、発注者から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(委託業務の調査等)

第5条 発注者は、個人情報を保護するために必要な限度において、個人情報を取り扱う事務について、受注者に対し、管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査等を行うものとする。

2 受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

3 前2項に規定する委託業務の調査等については、受注者が再委託した場合も同様とする。

4 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する報告及び緊急時報告の手順を定めて発注者に提出し、その承諾を得なければならない。

(事故の防止及び発生時における責任)

第6条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損及びその他の事故（以下「漏えい事故」という。）を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、漏えい事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容及び件数並びに事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、事故の対応について発注者の指示に従わなければならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

3 受注者は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、発注者と協力して必要な措置を講じ、かつ、発注者の指示に従わなければならない。

4 受注者は、漏えい事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡並びに証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

(資料等の返還等)

第7条 受注者は、本契約業務を処理するために発注者から提供され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、契約期間満了後又は契約解除後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 受注者は、前項の規定により個人情報を消去し、又は廃棄する場合は、事前に消去し、又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名及び数量、消去又は廃棄の方法並びに処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者は、第1項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去し、又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

5 受注者は、第1項の規定により個人情報を消去し、又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を発注者に提出しなければならない。

(個人情報の管理方法)

第8条 受注者は、個人情報を、善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、本契約業務以外の用途に使用してはならない。

2 受注者は、個人情報の保管に当たっては本契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

3 受注者は、発注者の承諾を得ることなく個人情報を発注者の指定する場所以外の場所に持ち出してはならない。

4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、委託業務を実施するために発注者から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、個人情報の内容を他人に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

2 受注者は、前項の規定に違反したときは、直ちに発注者においてその事実及び経過について公表されても一切異議申し立てを行うことができない。

3 受注者は、本契約業務の従事者に秘密の保持等の適正な取扱いに関する誓約書を記入させて発注者に対して提出しなければならない。

(教育及び研修)

第10条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、従事者が遵守すべき事項、本契約業務の適切な履行のために必要な事項及び次の各号に規定する関連法令等について、本契約業務に従事する従業員に対して教育及び研修を実施しなければならない。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)
- (2) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成26年12月18日特定個人情報保護委員会公布)
- (3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (4) 吹田市の保有する個人情報等保護管理要領(令和5年4月1日施行)
- (5) 吹田市情報セキュリティポリシー

(発注者の解除権)

第11条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(補則)

第12条 受注者は、個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、発注者と協議し、その指示に従わなければならない。

2 本特記事項に定める事項(第3条を除く)は、第3条により受注者から再委託を受けた受任者又は下請負人についても適用する。